

平成28年4月から市立保育所で 延長保育料の徴収をはじめます

平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、保育所などを利用する場合には、保育所などでの保育が必要な理由やどれくらいの保育時間が必要のかなどについて、市の認定が必要となりました。

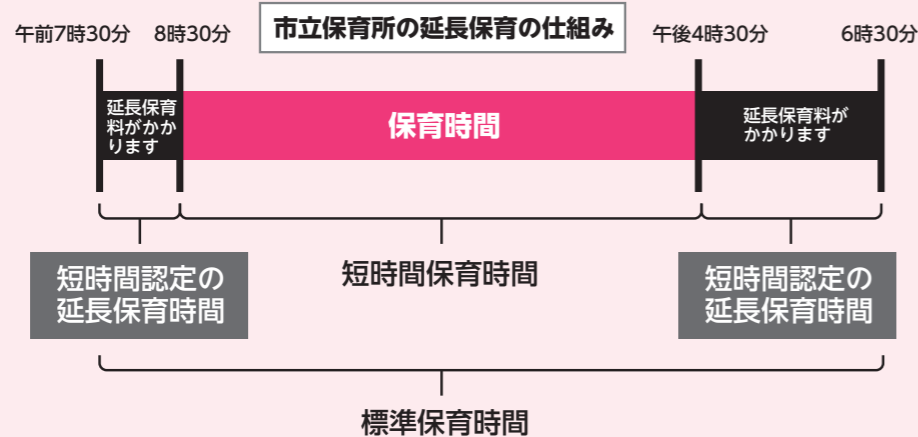
保育時間は、主にフルタイム就労を想定した「保育標準時間認定」と主にパートタイム就労を想定した「保育短時間認定」の2区分に分かれており、認定された区分によって利用できる保育時間や利用者負担額(保育料)が異なります。各施設が定めている保育時間を超えてお子さんを預けた場合は時間外保育(延長保育)の利用となり、各施設が定めた延長保育料を支払っていただくこととなります。そこで、平成28年4月から市立保育所で延長保育を利用された保護者に延長保育料を負担していただきます。

なお、利用手続きなどの詳しい内容については、子育て支援課へお問い合わせください。

- ▶**対象の保育所** 持田保育園、長野保育園、南河原保育園
- ▶**市立保育所の短時間保育時間** 午前8時30分～午後4時30分
- ▶**延長保育の保育時間** 午前7時30分～8時30分、午後4時30分～6時30分
- ▶**対象** 市立保育所を利用している保育短時間認定を受けた保護者で延長保育を利用した方
- ▶**延長保育料** 15分当たり50円
- ▶**その他** 私立保育所などの保育時間や延長保育料は、各施設により異なるため直接お問い合わせください。
- ▶**問い合わせ** 同課保育担当(内線263)

市立保育所の保育時間

短時間保育時間：午前8時30分～午後4時30分
標準保育時間：午前7時30分～午後6時30分



さしあげます

- ▷ペットハウス(室内用) ▷延反台 ▷食器棚 ▷子ども用滑り台 ▷ベビー布団 ▷石油ファンヒーター▷小型冷蔵庫 ▷小型犬用ベッド(冬用)▷サマーベッド▷ガスファンヒーター(都市ガス用)▷ベビーチェア▷ベビージム▷ベビーウオーカー

ゆずってください

- ▷液晶テレビ▷パソコン▷ポータブルDVDプレイヤー▷ベビーベッド▷電動自転車

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。また、登録品は無料で登録期間は3カ月です。

なお、円滑な仲介事務を進めるため、不用品登録の際に写真の提供をお願いします。写真を提供していただける方は、ご連絡ください。

不用品情報

害虫駆除・用水の安定供給のために 関根落・旧忍川の野焼きを実施します

元荒川上流土地改良区は、地元農家の方と共に関根落・旧忍川の堤防内の雑草やアシなどの野焼きを次のとおり実施します。炎や煙が発生しますが、火災ではありません。また、風向きによって灰が降る可能性がありますので、洗濯物を干す場合はご注意ください。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。



- ▶**日時・場所**
- 【関根落(真名板地内)】
1月24日(日)正午
- 【旧忍川(埼玉地内)】
2月7日(日)午前9時30分
- 【旧忍川(小針地内)】
2月21日(日)午前9時30分
- 【旧忍川(長野地内)】
3月6日(日)午前9時30分
- ※各日とも、天候により順延となる場合があります。
- ▶**その他** 野焼きは法令や条例により禁止されていますが、この野焼きは「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却」として認められています。
- ▶**問い合わせ** 同改良区 ☎556-3135

燃やせるごみの直接搬入を 一時中止します

小針クリーンセンターでは1月18日(月)から29日(金)まで、焼却施設の補修を予定しています。この期間は燃やせるごみの直接搬入はできませんので、ご注意ください。

▶**問い合わせ** 鴻巣行田北本環境資源組合 ☎559-3641

今月の納税

国民健康保険税 7期
介護保険料 7期
後期高齢者医療保険料 7期

納期限 2月1日(月)

市税の納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。

各種相談 (1月15日～2月14日)

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	1月26日(火)、2月12日(金) ※予約はその月の1日から(土・日曜日、祝日の場合は翌日)	午前9時20分～正午	
行政	産業文化会館 2階会議室	1月18日(月)、2月1日(月)	午後1時30分～3時30分	地域づくり支援課(内線252)
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～午後3時30分	
相続、遺言、離婚、日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	2月10日(水)※予約制	午後1時～5時 (受け付けは午後4時まで)	埼玉県行政書士会埼玉支部 ☎554-2702
夫婦関係・DVなど(予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※各土曜日は市内在住の方を対象に電話相談も受け付けます	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
不動産	市役所	1月20日(水)	午前9時～正午	埼玉県宅地建物取引業協会北埼玉支部 ☎562-5900
認知症(予約制)	産業文化会館 2階会議室	1月27日(水) ※40歳以上で認知症に対して、不安を持っている方、またはその家族が対象	午後1時～2時30分 ※事前予約制	高齢者福祉課(内線278)
内職	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時～午後5時	商工観光課(内線383)
人権	VIVAぎょうだ	2月10日(水)	午後1時30分～午後3時30分	人権推進課(内線221)
税務(予約制)	関東信越税理士会行田支部(市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付けは毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会行田支部 ☎554-1411
水道料金の休日納付	水道庁舎(前谷)	2月7日(日)	午前8時30分～正午	水道課 ☎553-0131
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	1月19日(火)・26日(火)、2月2日(火)・9日(火)	午後5時15分～7時	